



資料1-1

第202300162372号

令和5年9月21日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 鈴木 由香利
(公印省略)

「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正
について（協議）

このことについて、別紙のとおり「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱
方針」を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。

担 当：漁業調整課漁業調整担当
本田
電 話：0857-26-7339
ファクシミリ：0857-26-8131

「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正について

令和5年9月21日
鳥取県漁業調整課

1 改正の概要

- (1) 令和4年の中部漁協解散に伴う漁業権の放棄及び令和5年9月1日の漁業権の一斉切替えに伴う漁業権の免許に対応した内容へ改正する。
- (2) その他所要の改正を行う。

2 改正の内容及び理由

- (1) 中型まき網及び小型まき網（もじゃこまき網）漁業
漁業権の免許番号が明記されているが、免許番号は漁業権の切替え毎に変更されることから、免許番号を削除する。
- (2) 機船船びき網（さより船びき網）漁業、こぎ刺網（きすこぎ刺網）漁業
これらの漁業により、第三種共同漁業権に基づく地びき網漁業の操業が阻害されることを防止するため、これらの漁業の許可の条件として、「第三種共同漁業権漁場の区域内においては、当該漁業権者の同意がない場合、当該漁場の区域内の一定の範囲内において操業を禁止する」こととしていたが、令和4年の中部漁協解散に伴う漁業権の放棄により、同意の対象としていた第三種共同漁業権が消滅したことから、当該条件を撤廃する。
(現在、当該地区において知事許可漁業による地びき網が1か統操業しているが、これは共同漁業権の範囲（距岸1,000m）を超えて営まれているもの（距岸2,000m）であり、他種漁業との操業トラブル防止のため、漁具標識や監視船の設置等が許可の条件となっている。）
- (3) 地びき網漁業
定義を「第三種共同漁業権区域外で行う地びき網漁業をいう。」としていたが、令和4年の中部漁協解散に伴う漁業権の放棄により、第三種共同漁業権は消滅したことから、当該定義を削除する。
併せて、「その他」を記載する行を他漁業の表記と合わせ当該漁業の最下行に移設する。
- (4) 固定式刺網（磯屋刺網）漁業、潜水器漁業、あわび漁業、なまこ漁業
固定式刺網（磯屋刺網）漁業、潜水器漁業については、第一種共同漁業権の内容たる漁業と密接な関係があることから、各漁業者の地先海面（概ね第一種共同漁業権の組合員行使権の範囲）、あわび漁業、なまこ漁業については、密漁防止の観点から、漁業権の漁場の区域から除外されている範囲を操業区域に設定している。
令和4年の中部漁協解散に伴う漁業権の放棄及び令和5年9月1日の漁業権の一斉切替えに伴う漁業権の免許により、操業区域の変更が必要な地区について、現在の第一種共同漁業権の漁場の区域に対応した内容へ改正する。
(浜村地先)
令和5年9月1日の漁業権の一斉切替えに伴う漁業権の免許において、浜村地区の境界が隣接する海共第2号と海共第3号との境界（鳥取市気高町と同市青谷町の境界）について、磁針方位0度※から真方位353度40分へ変更したことに伴うもの。
※ 実質的な方位角に変更はない。
(新旧対象表では、改正前の方位が真方位0度となっているが、過去の改正時に誤表記となったもの)
(泊地先)
令和4年の中部漁協解散に伴う漁業権の放棄により、当該地区漁業者に係る第一種共同漁業権の組合員行使権の範囲が変更されたことに伴うもの。
(鳥取港)
これまで、鳥取港において漁業権の漁場の区域から除外されていた区域の基点となっていた鳥取港第3防波堤が短縮され、位置が変わったことに伴い、令和5年9月1日の漁業権の一斉切替えに伴う漁業権の免許に当たり、鳥取港の漁業権の漁場の区域から除外する区域を見直したことに伴うもの。
(境港市地先)
方位角の表記について、他の区域の表記への統一したもの（66度までの記載に00分を追記）。
- (5) かご網（かわはぎかご網）漁業
漁業時期を「周年」としていたが、他漁業の表記と合わせ「1月1日から12月31日まで」とする。
- (6) かつら網漁業、小型定置網漁業、地びき網漁業、潜水器漁業、あわび漁業、なまこ漁業
漁業ごとの許可のため、制限措置として不要な船舶の総トン数を削除する。

3 新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1～第8 略 別表1 略 別表2 1 中型まき網			第1～第8 略 別表1 略 別表2 1 中型まき網		
漁業種類	項目	内容	漁業種類	項目	内容
ア～ウ 略			ア～ウ 略		
エ もじ ゃこまき 網	制限措置 条件	略	エ もじ ゃこまき 網	制限措置 条件	略
		(1) 略 (2) 海区第〇号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に譲渡又は販売してはならない。 (3)～(6) 略			(1) 略 (2) 海区第14号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に譲渡又は販売してはならない。 (3)～(6) 略
	その他	〔定義〕 略 〔基本的取組〕 境港市地先魚類小割り式養殖業のぶり養殖に要する種苗の採捕を目的とする。 以下略		その他	〔定義〕 略 〔基本的取組〕 境港市地先魚類小割り式養殖業(海区第14号)のぶり養殖に要する種苗の採捕を目的とする。 以下略
2 小型まき網			2 小型まき網		
漁業種類	項目	内容	漁業種類	項目	内容
ア、イ 略			ア、イ 略		
ウ もじ ゃこまき 網	制限措置 条件	略	ウ もじ ゃこまき 網	制限措置 条件	略
		(1)～(2) 略 (3) 海区第〇号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に譲渡又は販売してはならない。 (4)～(7) 略			(1)～(2) 略 (3) 海区第14号(境港市地先魚類小割り式養殖業)の養殖用種苗以外に譲渡又は販売してはならない。 (4)～(7) 略
	その他	〔定義〕 略 〔基本的取組〕 境港市地先魚類小割り式養殖業のぶり養殖に要する種苗の採捕を目的とする。 以下略		その他	〔定義〕 略 〔基本的取組〕 境港市地先魚類小割り式養殖業(海区第14号)のぶり養殖に要する種苗の採捕を目的とする。 以下略
3、4 略			3、4 略		
5 機船船びき網			5 機船船びき網		
漁業種類	項目	内容	漁業種類	項目	内容
ア さよ り船びき 網	制限措置 条件	略	ア さよ り船びき 網	制限措置 条件	略
		【東部地区】 (1)～(3) 略			【東部地区】 (1)～(3) 略 (4) (操業区域を共有する漁業権者の同意がない場合) 第三種共同漁業権漁場の区域内並びに東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野の境界と最大高潮時海岸線との交点から358度40分(真方位)の線、同町と同郡北栄町の境界と最大高潮時海岸線との交点から358度40分(真方位)の線及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの線に囲まれた海域においては、4月1日から6月30日までの期間は日没から日の出までの間は操業してはならない。 (5) 略
	その他提出書類	【西部地区】 略		その他提出書類	【西部地区】 略

		操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
	その他	略
イ～エ 略		

6 こぎ刺網

漁業種類	項目	内容
ア ぎすこぎ刺網	制限措置	略
	条件	【操業区域を共有する共同漁業権者の同意がない場合】 (1) 略 (2) 略 (3) 略 以下略
	その他提出書類	略
イ 略		

7 かご網

漁業種類	項目	内容
ア、イ 略		
ウ かわはぎかご網	制限措置	船のト数 船総シ 略
		推進機 略
		馬力数 略
		作業区域 略
		漁業時期 1月1日から12月31日まで
		漁をむの格 業者資 略
条件		略

8 略

9 固定式刺網

漁業種類	項目	内容
ア、イ 略		
ウ 磯屋刺網	制限措置	船のト数 船総シ 略
		推進機 略
		馬力数 略
	作業区域	【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同市浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分(真方位)の線、鳥取市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海

		操業区域を共有する共同漁業権者の同意書
	その他	略
イ～エ 略		

6 こぎ刺網

漁業種類	項目	内容
ア ぎすこぎ刺網	制限措置	略
	条件	【操業区域を共有する共同漁業権者の同意がない場合】 (1) 西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域における第三種共同漁業権漁場の区域内においては、最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域は操業してはならない。 (2) 略 (3) 略 (4) 略 以下略
	その他提出書類	略
イ 略		

7 かご網

漁業種類	項目	内容
ア、イ 略		
ウ かわはぎかご網	制限措置	船のト数 船総シ 略
		推進機 略
		馬力数 略
		作業区域 略
		漁業時期 周年
		漁をむの格 業者資 略
条件		略

8 略

9 固定式刺網

漁業種類	項目	内容
ア、イ 略		
ウ 磯屋刺網	制限措置	船のト数 船総シ 略
		推進機 略
		馬力数 略
	作業区域	【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同市浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分(真方位)の線、鳥取市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海

		岸線との交点から 353 度 40 分 (真方位) の線及び最大高潮時海岸線から 1,500 メートルの線によって囲まれた区域。
	漁業時期	以下略
	漁業を営む者の格	略
	条件	略
	その他提出書類	略

		岸線との交点から 0 度 00 分 (真方位) の線及び最大高潮時海岸線から 1,500 メートルの線によって囲まれた区域。
	漁業時期	以下略
	漁業を営む者の格	略
	条件	略
	その他提出書類	略

10 かつら網

漁業種類	項目	内容
かつら網	制限措置 (削除)	
	推進機の数	略
	操業区域	略
	漁業時期	略
	漁業を営む者の格	略
	条件	略

10 かつら網

漁業種類	項目	内容
かつら網	制限措置	定めなし
	船の総数	略
	推進機の数	略
	操業区域	略
	漁業時期	略
	漁業を営む者の格	略
	条件	略

11 小型定置網

漁業種類	項目	内容
ア ふうろ網	制限措置 (削除)	
	推進機の数	略
	操業区域	略
	漁業時期	略
	漁業を営む者の格	略
	条件	略
	その他	略
イ ます網	制限措置 (削除)	

11 小型定置網

漁業種類	項目	内容
ア ふうろ網	制限措置	定めなし
	船の総数	略
	推進機の数	略
	操業区域	略
	漁業時期	略
	漁業を営む者の格	略
	条件	略
	その他	略
イ ます網	制限措置	定めなし

ウ 小型 定置網	制限措置	推進馬	略
		推機の力数	略
		操業区域	略
		漁業時期	略
		漁をむの格	略
	条件その他	条件	略
		その他	略
		(削除)	
		推進馬	略
		推機の力数	略
	制限措置	操業区域	略
		漁業時期	略
		漁をむの格	略
	条件その他	条件	略
		その他	略

12 略

13 地びき網

漁業種類	項目	内容
地びき網	制限措置	(削除)
		推進馬
		推機の力数
		操業区域
		漁業時期
	条件その他	漁をむの格
		条件
		略
		(最下行へ移設)

ウ 小型 定置網	制限措置	推進馬	略
		推機の力数	略
		操業区域	略
		漁業時期	略
		漁をむの格	略
	条件その他	条件	略
		その他	略
		船の総数	定めなし
		推進馬	略
		推機の力数	略
	制限措置	操業区域	略
		漁業時期	略
		漁をむの格	略
	条件その他	条件	略
		その他	略

12 略

13 地びき網

漁業種類	項目	内容
地びき網	制限措置	船の総数
		推進馬
		推機の力数
		操業区域
		漁業時期
	条件その他	漁をむの格
		条件
		略
		【北栄町地先】
		【定義】

第二種共同漁業権区域外で行う地びき網漁業をいう。
【船舶の安全航行を確保するための措置】操業時に陸上の小屋に赤白色旗又は赤旗を掲げ

その他提出書類	略
	【北栄町地先】 〔船舶の安全航行を確保するための措置〕操業時に陸上の小屋に赤白色旗又は赤旗を掲げる。また、網揚げ場所に回転灯を点灯する。 【夜見町地先及び大篠津町地先】 〔船舶の安全航行を確保するための措置〕操業前日には網揚げ場所に 15 時から回転灯を点灯する。

14 略

15 潜水器

漁業種類	項目	内容
潜水器	制限措置	(削除)
	推進機の数	略
	作業区域	【福部地先】～【酒津地先】 【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同町浜村との境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合。ただし、次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線以西域は除く。 点ア 北緯 35 度 32 分 02 秒、東経 134 度 03 分 48 秒 点イ 北緯 35 度 31 分 38 秒、東経 134 度 03 分 49 秒 点ウ 北緯 35 度 31 分 39 秒、東経 134 度 04 分 11 秒 点エ 北緯 35 度 32 分 01 秒、東経 134 度 04 分 11 秒 【泊地先】 鳥取市と東伯郡の境界と最大高潮時海岸線との交点から 342 度 30 分（真方位、以下同じ。）の線と東伯郡北栄町と同郡琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分の線の間の鳥取県沖合 以下略
	漁業時期	略

その他提出書類	略
	る。また、網揚げ場所に回転灯を点灯する。 【夜見町地先及び大篠津町地先】 〔船舶の安全航行を確保するための措置〕操業前日には網揚げ場所に 15 時から回転灯を点灯する。

14 略

15 潜水器

漁業種類	項目	内容
潜水器	船舶総トン数	略
	制限措置	略
	推進機の数	略
	作業区域	【福部地先】～【酒津地先】 【浜村地先】 鳥取市気高町宝木と同町浜村との境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度（真方位、以下同じ。）の線と同市気高町と同市青谷町の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線の間の鳥取県沖合。ただし、次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から 0 度の線以西域は除く。 点ア 北緯 35 度 32 分 02 秒、東経 134 度 03 分 48 秒 点イ 北緯 35 度 31 分 38 秒、東経 134 度 03 分 49 秒 点ウ 北緯 35 度 31 分 39 秒、東経 134 度 04 分 11 秒 点エ 北緯 35 度 32 分 01 秒、東経 134 度 04 分 11 秒 【泊地先】 鳥取市と東伯郡の境界と最大高潮時海岸線との交点から 342 度 30 分（真方位、以下同じ。）の線と東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野の境界と最大高潮時海岸線との交点から 352 度 30 分の線の間の鳥取県沖合 以下略
	漁業時期	略

	漁業略
漁をむの格	業者資
条件	略
その他提	略
出書類	略
その他	略

16 あわび

漁業種類	項目	内容
あわび	制限措置	(削除)
	推進機の数	略
	作業区域	【鳥取港】 点アから点タまでの各点を順次直線で結んだ線、点チと点ツを直線で結んだ線、陸岸及び令和2年鳥取県告示第 617 号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 鳥取港第3防波堤北端 点イ 基点から9度30分(真方位) 410メートルの点 点ウ 基点から3度10分(真方位) 482メートルの点 点エ 基点から29度30分(真方位) 772メートルの点 点オ 基点から38度30分(真方位) 1,036メートルの点 点カ 基点から38度00分(真方位) 1,038メートルの点 点キ 基点から40度00分(真方位) 1,115メートルの点 点ク 基点から44度20分(真方位) 1,086メートルの点 点ケ 基点から65度30分(真方位) 808メートルの点 点コ 基点から70度40分(真方位) 790メートルの点 点サ 基点から85度30分(真方位) 828メートルの点 点シ 基点から82度20分(真方位) 1,005メートルの点 点ス 基点から81度30分(真方位) 1,052メートルの点 点セ 基点から94度00分(真方位) 1,173メートルの点 点ソ 基点から94度10分(真方位) 1,171メートルの点 点タ 基点から102度30分(真方位) 1,304メートルの点 点チ 鳥取港西防波堤北端 点ツ 鳥取港鳥ヶ島南端 中略 【境港市地先】

	漁業略
漁をむの格	業者資
条件	略
その他提	略
出書類	略
その他	略

16 あわび

漁業種類	項目	内容
あわび	制限措置	定めなし
	推進機の数	略
	作業区域	【鳥取港】 基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 基点から319度20分(真方位) 57メートルの点 点イ 基点から307度30分(真方位) 70メートルの点 点ウ 基点から341度00分(真方位) 199メートルの点 点エ 基点から9度30分(真方位) 410メートルの点 点オ 基点から3度10分(真方位) 482メートルの点 点カ 基点から29度30分(真方位) 772メートルの点 点キ 基点から38度30分(真方位) 1,036メートルの点 点ク 基点から38度00分(真方位) 1,038メートルの点 点ケ 基点から40度00分(真方位) 1,115メートルの点 点コ 基点から44度20分(真方位) 1,086メートルの点 点サ 基点から65度30分(真方位) 808メートルの点 点シ 基点から70度40分(真方位) 790メートルの点 点ス 基点から85度30分(真方位) 828メートルの点 点セ 基点から82度20分(真方位) 1,005メートルの点 点ソ 基点から81度30分(真方位) 1,052メートルの点 点タ 基点から94度00分(真方位) 1,173メートルの点 点チ 基点から94度10分(真方位) 1,171メートルの点 点ツ 基点から102度30分(真方位) 1,304メートルの点 中略 【境港市地先】

		境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 00 分 (真方位) の線以北の鳥取県沖合 (中海及び境水道を除く。)
	漁業時期	略
	漁業を営む者の資格	略
	条件	略
	その他提出書類	略
	その他	略

		境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66 度 (真方位) の線以北の鳥取県沖合 (中海及び境水道を除く。)
	漁業時期	略
	漁業を営む者の資格	略
	条件	略
	その他提出書類	略
	その他	略

17 なまこ

漁業種類	項目	内容
なまこ	制限措置	(略)
	推進機関の力数	略
	作業区域	【鳥取港】 点アから点タまでの各点を順次直線で結んだ線、点チと点ツを直線で結んだ線、陸岸及び令和 2 年鳥取県告示第 617 号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域 基点 鳥ヶ島灯台の中心点 点ア 鳥取港第 3 防波堤北端
	点イ	基点から 9 度 30 分 (真方位) 410 メートルの点
	点ウ	基点から 3 度 10 分 (真方位) 482 メートルの点
	点エ	基点から 29 度 30 分 (真方位) 772 メートルの点
	点オ	基点から 38 度 30 分 (真方位) 1,036 メートルの点
	点カ	基点から 38 度 00 分 (真方位) 1,038 メートルの点
	点キ	基点から 40 度 00 分 (真方位) 1,115 メートルの点
	点ク	基点から 44 度 20 分 (真方位) 1,086 メートルの点
	点ケ	基点から 65 度 30 分 (真方位) 808 メートルの点
	点コ	基点から 70 度 40 分 (真方位) 790 メートルの点
	点サ	基点から 85 度 30 分 (真方位) 828 メートルの点
	点シ	基点から 82 度 20 分 (真方位) 1,005 メートルの点
	点ス	基点から 81 度 30 分 (真方位) 1,052 メートルの点
	点セ	基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173 メートルの点
	点ソ	基点から 94 度 10 分 (真方位) 1,171 メートルの点

17 なまこ

漁業種類	項目	内容
なまこ	制限措置	船の総トン数 略
	推進機関の力数	略
	作業区域	【鳥取港】 基点と点アから点ツまでを順次結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域
	基点	鳥ヶ島灯台の中心点
	点ア	基点から 319 度 20 分 (真方位) 57 メートルの点
	点イ	基点から 307 度 30 分 (真方位) 70 メートルの点
	点ウ	基点から 341 度 00 分 (真方位) 199 メートルの点
	点エ	基点から 9 度 30 分 (真方位) 410 メートルの点
	点オ	基点から 3 度 10 分 (真方位) 482 メートルの点
	点カ	基点から 29 度 30 分 (真方位) 772 メートルの点
	点キ	基点から 38 度 30 分 (真方位) 1,036 メートルの点
	点ク	基点から 38 度 00 分 (真方位) 1,038 メートルの点
	点ケ	基点から 40 度 00 分 (真方位) 1,115 メートルの点
	点コ	基点から 44 度 20 分 (真方位) 1,086 メートルの点
	点サ	基点から 65 度 30 分 (真方位) 808 メートルの点
	点シ	基点から 70 度 40 分 (真方位) 790 メートルの点
	点ス	基点から 85 度 30 分 (真方位) 828 メートルの点
	点セ	基点から 82 度 20 分 (真方位) 1,005 メートルの点
	点ソ	基点から 81 度 30 分 (真方位) 1,052 メートルの点
	点タ	基点から 94 度 00 分 (真方位) 1,173 メートルの点
	点チ	基点から 94 度 10 分 (真方位) 1,171 メートルの点

			点タ 基点から102度30分(真方位) 1,304メートルの点			点ツ 基点から102度30分(真方位) 1,304メートルの点
			点チ 鳥取港西防波堤北端			
			点ツ 鳥取港鳥ヶ島南端			
			中略			中略
			【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66度 00 分 (真方位) の線以北の鳥取県沖合 (中海及び境水道を除く。)			【境港市地先】 境港市と米子市の境界と最大高潮時海岸線との交点から 66度 (真方位) の線以北の鳥取県沖合 (中海及び境水道を除く。)
			漁業時期 略			漁業時期 略
			漁業営業者資 略			漁業営業者資 略
			条件 略			条件 略
			その他提出書類 略			その他提出書類 略
			その他 略			その他 略

附 則
この改正は、令和5年9月 日から適用する。

